

(様式5)

判断基準が法令の定めに言い尽くされている場合の当該法令の規定

審査基準（申請に対する処分関係）

		資料番号		14	担当課	医療対策課
法令名	農業協同組合法	根拠条項	第89条第1項	許認可等の内容	組織変更の認可	
○農業協同組合法（昭和22年法律第132号）						
第八十九条 組織変更は、都道府県知事の認可を受けなければ、その効力を生じない。						
2 都道府県知事は、前項の認可の申請があつたときは、当該申請に係る組織変更後医療法人の資産が医療法第四十一条の要件に該当しているかどうか及びその定款の内容が法令に違反していないかどうかを審査した上で、その認可を決定しなければならない。						
3 第一項の認可については、医療法第四十五条第二項及び第六十七条の規定を準用する。						